

1. 議事日程

〔平成24年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

平成24年 4月20日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について
【平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】
日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
日程第8 議案第47号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市葬斎場建築本体工事】
日程第9 議案第48号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市葬斎場機械設備工事】
日程第10 議案第49号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市葬斎場火葬炉設備工事】

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	熊高昌三	2番	前重昌敬
3番	石飛慶久	4番	児玉史則
5番	大下正幸	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番 石 飛 慶 久 4番 児 玉 史 則

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

市 長	浜 田 一 義		
総 務 部 長	沖 野 文 雄	企 画 振 興 部 長	竹 本 峰 昭
市 民 部 長	新 川 昭 夫	総 務 課 長	杉 安 明 彦
行 政 経 営 課 長	西 岡 保 典	政 策 企 画 課 長	山 平 修

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	外 輪 勇 三	事 務 局 次 長	山 中 章
係 長	森 岡 雅 昭	専 門 員	藤 堂 洋 介



午前 10時00分 開会

○藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について2件の報告がありました。
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について1件の報告がございます。
第4点、監査委員より平成24年2月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。
以上で終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において3番石飛慶久君、及び4番 児玉史則君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長、金行哲昭君の報告を求めます。

○金行議会運営委員長 報告します。
平成24年第1回臨時会の運営につきまして、去る4月13日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日一日といたします。

次に、本臨時会に付議されます案件は、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」ほか1件の同意案件、承認第1号「専決処分した事件の承認について【平成23年度安芸高田市一般会計補正予

算（第6号）】」のほか2件の承認案件、及び議案第47号「工事請負契約の締結について」ほか2件の計8件でございます。なお、すべて委員会付託を省略することにいたしました。以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日一日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、よって、会期は本日一日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○藤井議長 日程第3、同意1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日、平成24年第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御参集を賜りまことにありがとうございます。

このたびの臨時会では、同意2件、承認3件、議案3件を提出させていただいております。どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

上田隆之さんは、昭和40年に甲田中学校の教諭になられ、以来37年間教師生活の中で学校現場を中心に教育にかかわって来られ、平成14年3月に吉田小学校校長を最後に退職をされておられます。その後、平成16年4月からは本市教育委員として、また平成20年4月からは同委員長として安芸高田市の教育全般について常にリードしていただいております。まさに本市教育委員として適任であると確信をしており、引き続き任命をしたいと考えております。以上よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件に関しましては、質疑、討論並びに委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、質疑、討論並びに委員会付託を省略いたします。

これより、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○藤井議長 日程第4、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、教育委員、加藤勝さんの任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、新たに永井初男さんを任命することにつき、議会の同意を求めるものであります。

永井初男さんは、昭和52年に加計小学校の教諭になられ、以来35年間教師生活の中で学校現場を中心に教育にかかわって来られ、本年3月に吉田小学校校長を最後に退職をされておられます。なお、本市合併後の平成19年4月からの2年間は、安芸高田市教育委員会事務局教育参事としてお勤めをいただいております。合併の困難な時期、学校教育の専門家として事務局を引っ張っていただきました。本市教育行政にも精通しておられ、まさに教育委員として適任であると確信をしておられ、このたび新たに任命をしたいと考えております。以上、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件に関しましては、質疑、討論並びに委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、質疑、討論並びに委員会付託を省略いたします。

これより、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時09分 休憩

午前 10時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】

○藤井議長 日程第5、承認第1号「専決処分した事件の承認について【平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第1号「専決処分いたしました平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として400万円の繰越明許費を追加したものであります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 承認第1号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」について、要点の御説明をいたします。

このたびの専決処分による補正につきましては、繰越明許費の追加でございます。議案書の4ページをお開き願います。

3款民生費の被災者支援対策事業「福島応援神楽公演」につきまして、当初3月の実施ということで調整をしておりましたが、現地での会場及び相手方等の日程調整等により、開催が4月以降の実施となったため、400万円の繰越明許費の追加を専決処分させていただいたものでございます。

もう1点、説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。福島県いわき市・相馬市での「福島応援神楽公演」の実施についての要点等を少し説明をさせていただきたいと思います。裏面のほうを見ていただきたいと思います。現在の時点、福島いわき市・相馬市での「福島応援神楽公演」の企画書として記述させていただいております。

趣旨といたしましては、東日本大震災により、地震・津波・原発事故、それに伴う風評被害と、四重苦に苦しむ福島県の浜通りは、震災後約1年が経過したものの、震災前の状態にはほど遠い状況にございます。とりわけ観光面に対しては、修学旅行等の激減等、個人観光客の減少など、地域の観光地域づくり団体への大きな経済的損失を受けているというふうに聞かせていただいております。

こうした状況下にあって、先日の「ひろしま安芸高田神楽東京公演」を実際に観賞し、本市の神楽を「元気と活力があり見るものを魅了する。」と絶賛した国土交通省観光庁から、「ぜひ現地での本市の神楽を上演し、広島のを福島の皆さんに届けてほしい。」という依頼等を受けたところでございます。

安芸高田市としては、災害発生と同時に救援物資や職員の派遣などの復興支援策に対応してきたところでございます。震災直後に表明した市独自の「学校まるごと集団疎開支援プロジェクト」については、具体的な要請はなかったものの、復興支援の熱き思いを市としても持ち続けているところでございます。

そこで今回の、官公庁からの依頼を、市としてタイムリーに実施可能な支援策ととらえ、「学校まるごと集団疎開支援プロジェクト」の予算の一部を活用し、福島県南部の都市「いわき市」及び北部の都市「相馬市」で「福島応援神楽公演」を行うこととして対応しているものでございます。このことにつきましては、3月の定例議会におきまして補正予算等の提案の中で御説明を骨子だけは説明をさせていただいたところでございます。

実施内容等につきましては、今福島県、いわき市、相馬市等と連絡調整等を現在やっておるところであり、これからの詳細内容等についてはこれからまだまだ詰めていかななくてはいけないところがございます。おおむね予定としては、6月23、24日にいわき市、相馬市での公演。費用としては、補正のときに御同意いただきましたように400万円を充当して対応していきたいと考えております。

さらに関係機関としては、観光庁及び福島県、いわき市、相馬市または安芸高田市神楽連合協議会、他の機関等との連携を持って対応してまいりたいというものでございます。以上で説明を終わります。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員

東京公演を実施してから、既にこうした波及は非常に安芸高田市としても喜ばしいことだと思いますし、また東日本を元気づけるという評価をいただいた国土交通省観光庁からの評価も非常に良かったと思います。

金銭的な面では、今のように繰越明許を代用されるというわけですが、本来、国土交通省官公庁からぜひとも現地で本市の神楽を上演し、広島の元気を福島の皆さんに届けてほしいとの依頼を受けたという文章が、ここが一番の市とすれば動いた形ではなかろうかと思うのです。国土交通省からとすれば、ここの連携の中にメディアを活用した全国版にPRというふうになっておりますが、金銭的な面の補助は観光庁のほうからはないわけではございませんか。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

今回の福島講演につきましては、直接的な観光庁とかの支援がこの事案についてはございません。ただ今回、観光庁のほうに担っていただく役目というか、そういった協議をさせていただいているのは、この安芸高田の神楽をまた福島へのそういった復興支援という形の中に公演することについて全国メディアのほうにぜひ大きなPRをしていただきたい

という一つはお願いをしているところでございます。

また、この事案に対しては観光庁としても予算の充当はできなかったけど、先般の依頼のある中で、3月補正の中で提案させていただいたように3次補正、4次補正という国の予算の中で、安芸高田市が計画しておりました未来創造事業計画の中のモニターツアー等を安芸高田市に事業として展開しました。その予算等に国交省観光庁のほうから人数の2分の1の予算等をいただいて、そういった事業も実施してきたところでございます。今後においても、いろんな分野での御協力等がいただけるものと考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 今の答弁によりまして、今後の国土交通省観光庁のほうからの強い今後の活動に対しての支援が受けられるような話がありました。ぜひとも市長の大きな政策の一つであります神楽というものをこういう機会をうまく利用しながら、また国とのパイプを持ちながら、ますますこの神楽というものの、神楽団に対しては非常に迷惑と言いますか、非常に負担が大きいわけでございまして、この機会を利用して神楽団の人には効力を求め、また市の発展のために市長さんが観光庁と連携を取られ、ますます政策の一端の達成をされることを望み、要望して終わります。

○藤井議長 ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号「専決処分した事件の承認について【平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第6「承認第2号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第2号「専決処分いたしました事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が3月31日に公布、同日に施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により改正させていただいたものであります。

主な改正内容は、市民税関係で年金取得者の申告手続の簡素化、及び東日本大震災の被災者に係る居住用財産を譲渡したときの譲渡所得に係る特例が追加されたものであります。

また固定資産税関係は、住宅用地に適用しております課税標準額の負担調整が平成26年度に向けて段階的に廃止及び評価替えされることに伴い、住宅用地以外の土地について課税標準額に係る負担調整措置の期間が変更されるものであります。以上、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 それでは、専決処分をいたしました安芸高田市税条例の一部を改正する条例につきまして要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が3月31日に施行されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正したものでございます。

改正前後の条例の記載によりまして、改正内容について御説明をいたします。なお、改正条項が多いために要点を条項別に別紙資料に記載をしておりますので、条例と対比をしていただきながら御説明をしたいと思います。

条例の3ページから4ページ上段までの第36条の2の改正につきましては、年金所得以外に所得のない方の申告手続を簡素化するためにこの項から寡婦控除額記載を削除いたしまして、年金保険者へ報告をします扶養控除等の報告書のほうに寡婦控除記載を追加をし、市への申告が不要となるものでございます。この施行記述につきましては、平成26年1月1日で、平成26年度課税分から適用となります。

続きまして、条例の4ページ下段の附則第10条の2、第7項、それから5ページの第8項の改正につきましては、高齢者の居住の安定確保に關します法律に規定する高齢者向け賃貸住宅にかかわります固定資産税の新築住宅軽減につきまして減額の対象区分が居住専用部分から住宅の全体になったということにより、地方税法施行規則附則の第7条第6項が削除

されました。そのための項づれによる規定の整理でございます。

続きまして、5ページ中段、附則の第11条第1項（6）、6号の改正につきましては、平成24年度評価替えに伴います都市課税標準額に係る特例期間の見出し部分の変更、それと次の12条に出てきます住宅用地に係る課税標準額の特例廃止に伴いまして、この条文の項の整理をするものでございます。

次に5ページ下段の附則第11条の2、第1項、第2項の改正につきましては、同じく評価替えに伴います土地課税標準額に係る特例期間の変更をするものでございます。

続きまして、6ページ上段から8ページの附則第12条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項までのそれぞれの改正は評価替えに伴います土地課税標準額の特例期間の変更をいたし、住宅用地について特例措置の廃止をするものです。従いまして、右側に記載をしております改正前の第2項の住宅用地部分、第4項の規定につきまして今回削除となります。従いまして、第4項の規定の削除によります第5項、第6項がそれぞれ改正後、第4項、第5項となっております。

次に、8ページの附則第13条の改正につきましては、評価替えに伴います農地の負担調整措置の期間の変更でございます。

次に説明資料におきましては2ページに移りますが、条例で8ページ下段の附則第15条の改正につきましては、特別土地保有税の課税の特例につきまして、固定資産税の評価替えに伴います特例期間の変更と引用条文等の整理でございます。

次に、条例の9ページ下段から10ページに渡りまして、附則の第21条の2の新たな創設につきましては、特定移行一般社団法人が設置をします幼稚園、図書館、博物館にかかわります非課税規定の創設でございます。この特定移行一般社団法人と申しますのは、資料に記載しております平成20年12月に新公益法人制度が発足し、新公益法人への移行期限平成25年11月までに旧の公益法人が一般社団法人に移行した法人を言います。

続きまして、11ページでございます。附則の第22条の2、第1項、また12ページの第2項の新たな創設は通常10年以上居住をしております居住用財産を譲渡した場合に、特別所得控除あるいは税率を軽減する特例がございます。今回、東日本大震災によりまして居住用家屋を被災し、滅失等によりまして居住できなくなった家屋の敷地を譲渡したとし、その1月1日におきまして10年以上所有していたものが災害発生から7年後、これは通常の災害であれば3年となっておりますが、7年後の12月31日までに当該土地を譲渡した場合、この特例が適用されるという規定の創設でございます。

続きまして、12、13ページの附則の第23条第1項、第2項の改正につきましては、同じく東日本大震災による居住用家屋を被災し、滅失等によりまして当該家屋を使用できなくなったものが居住用家屋を新たに取得

をし、所得税の取得、住宅取得借入金等の特別控除の適用を受けた場合に所得税の当該控除額が全額控除仕切れなかった場合、その控除できなかった金額につきまして、市民税のほうで規定をいたします住宅取得借入金等の特別控除としまして市民税のほうから控除できるという規定の整理でございます。

以上、いずれの条項の施行期日につきましては平成24年4月1日で、平成24年度課税分から適用となります。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第7、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第3号「専決処分いたしました【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」について提案理由の御説明を申し上げます。  
本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が3月31日に公布、同日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものであります。

主な改正内容は、東日本大震災の被災者に係る居住用財産を譲渡した

ときの譲渡取得に係る特例が追加されたものであります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
市民部長 新川昭夫君。

○新川市民部長 専決処分をいたしました安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、要点の御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が3月31日に施行されたことに伴い、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

改正前後の条例によりまして、改正内容について御説明をいたします。資料のほうも同じく参照をお願いいたします。

附則に第20号を追加するもので、この創設につきましては、先ほど承認第2号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」で説明をいたしました、東日本大震災に被災し滅失した居住用家屋の所有者が当該家屋の敷地であった土地を譲渡した場合における譲渡所得の特例を国保税にも適用するものでございます。

施行期日につきましては、平成24年4月1日で、平成24年度課税分から適用となります。以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第47号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市葬斎場建築本体工事】

○藤井議長 日程第8、議案第47号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬

斎場建築本体工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第47号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市葬斎建築本体工事を株式会社増岡組広島本店と5億9,430万円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく審議の上、適切な審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

工事名、安芸高田市葬斎場建築本体工事。工期は、安芸高田市議会議決の日の翌日から平成25年2月28日までとしております。工事概要につきましては、建築本体工事、RC造地上2階建て、小屋組一部木造でございます。建築面積は、2,405.93平米となっております。以上で説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 今回、このような値段で締結されたことはよいことですが、当時より締結がちょっとおくれたと思うんですよ。工事日程が、非常に来年度から市民が待っておるんですが、工期日程でおくれるというのは絶対ないか、そこらをちょっと確認したいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 現在、工期のほうを御説明いたしましたように、来年の2月28日を工期としてまいりたいと。できるだけその2月28日には完成を目指し、来年4月1日から供用開始できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬斎場建築本体工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第48号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市葬斎場機械設備工事】

○藤井議長 日程第9、議案第48号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬斎場機械設備工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第48号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、安芸高田市葬斎場機械設備工事を株式会社中電工安芸高田営業所と1億8,684万7,500円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 工事概要についての説明をさせていただきます。説明資料の裏面のほうをごらんいただきたいと思います。

工事名、安芸高田市葬斎場機械設備工事。工期は、安芸高田市議会議決の日の翌日から平成25年2月28日まで。概要といたしましては、機械設備工事の中で、空調換気設備、給排水衛生設備、消火設備等一式でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第48号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬斎場機械設備工事】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第49号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市葬斎場火葬炉設備工事】

- 藤井議長 日程第10、議案第49号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬斎場火葬炉設備工事】」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第49号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明をいたします。
本案は、安芸高田市葬斎場火葬炉設備工事を株式会社宮本工業所と1億8,900万円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしく審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
企画振興部長 竹本峰昭君。
- 竹本企画振興部長 説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。工事の概要等についての御説明申し上げます。
工事名、安芸高田市葬斎場火葬炉設備工事。工期は、安芸高田市議会議決の日の翌日から平成25年2月28日までとしております。工事概要につきましては、火葬炉設備工事、人体炉3基、動物炉1基、汚物炉1基でございます。以上で説明を終わらせていただきます。
- 藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
1番 熊高昌三君。
- 熊高議員 工期についてお伺いしますけれども、先ほどからの3件すべて2月28日という工期であります。当然、最終的にはそういうふうになるんだと思いますけれども、この火葬炉等は基本的には早く設備をして最終的な仕上げというのは、当初の増岡組さんがやられるという段取りになるんだろうと思いますけれども、そこらの工程調整というのをだれが中心になって責任を持ってやるのか、そういったことも含めて、現在、造成工事もずれ込んでおるようですから、そういったことも含めて全体の調整。先ほ

ども同僚議員が言いましたように、4月1日の供用開始ということになると、そこらの調整というのが非常に重要になってくるというふうに思いますので、その辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 先ほどの議員の御質問に答えさせていただきたいと思います。

全体の工程調整といたしましては、あい設計の施工管理というのを委託しております。そういった中、今回分離発注の中にあつての課題というのは、3つの業者とまた発注者での我々の意図及びそこをうまく調整いただくということの中であい設計、そういった中で連携等を図らせていただく中で2月28日に全体の工事が完了するよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

1番 熊高昌三君。

○熊高議員 あい設計が責任を持って工程調整をするということですか。ふつう業者間の調整というのも必要になってくると思いますけれども、その辺はすべてあい設計に任せるということですか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 基本的には、行政である我々政策企画課、また財産管理課が主導的に管理する中、全体の調整をあい設計が行っていただくという仕組みでやらせていただく。これについて行政、あい設計、施工業者の連携会議等を定期的につつまで工程調整を図っていくという考え方で対応させていただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 御質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号「工事請負契約の締結について【安芸高田市葬斎場火葬炉設備工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり決することに可決されました。

以上をもって本臨時会の日程はすべて終了いたしました。
これにて平成24年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員